

# 萩市伝統的建造物群保存地区の あらまし



旧益田家物見矢倉（堀内地区）



鍵曲（平安古地区）



旧山村家住宅（浜崎）



旧小林家住宅（佐々並市）

萩市  
萩市教育委員会

## Q 伝建地区って何？

A 伝建地区とは、正式には「伝統的建造物群保存地区」と言います。これは、文化財保護法に定められた文化財の一種ですが、萩市の場合、同時に都市計画法に定められた地区でもあります。これは、人々が生活する町並みがそのまま文化財でもあるため、市町村が地区として指定し、これを国が選定する仕組みになっています。

この制度は、昭和50年に誕生しており、堀内・平安古伝建地区は、岐阜県白川村の合掌集落や長野県妻籠（つまご）の宿場町とともに、昭和51年全国で最初に国の選定を受けました。現在では、歴史的な町並みを守りながらまちづくりを進めるための制度として、岐阜県の高山や岡山県の倉敷、山口県の柳井など全国118地区（平成30年12月現在）を数えるまでになりました。

## Q 伝建地区になると、どうなるの？

A ①保存地区内で建物の新築、増改築や外観の模様替え、木竹の伐採などの景観の現状を変える行為（これを、現状変更行為と言います）を行う際には、あらかじめ市長及び教育委員会に申請して許可を受ける必要があります。

→現状変更許可申請について 3ページから

②保存地区内の土塀や町家などの伝統的建造物の保存修理や伝統的建造物以外の建造物の一定の基準にあった生垣の設置や建築等（これを、修景と言います）には、対象工事に対して一定の補助金が支出されます。

→補助金交付対象について 4ページから

### 保存修理の事例 建造物（浜崎）



修理前

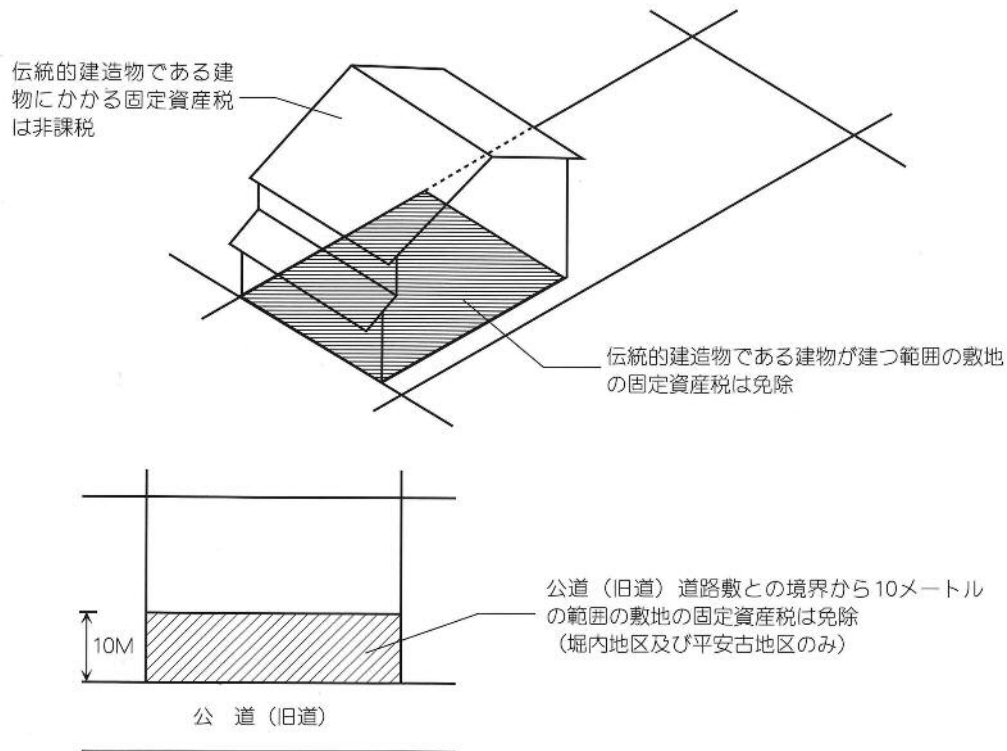


修理後

③地区内においては、次のような税制上の優遇措置があります。

- ・ 地方税法により伝統的建造物にかかる固定資産税は非課税となります。
- ・ 萩市条例により伝統的建造物として定めた家屋が建つ範囲の敷地の固定資産税は免除されます。
- ・ 上記に加えて、堀内地区及び平安古地区においては、萩市条例により公道道路敷との境界から10メートルの範囲の敷地の固定資産税は免除されます。

なお、伝統的建造物である家屋の敷地の用に供されている宅地にかかる相続、遺贈又は贈与に際しては、通常の場合の3割減で課税評価額が算出されます。



## 保存修理の事例 土塀(堀内地区)



修理前



修理後

# 現状変更許可申請について

保存地区内で建物の新築、増改築や外観の模様替え、木竹の伐採などの景観の現状を変える行為（これを、現状変更行為と言います）を行う際には、あらかじめ市長及び教育委員会に申請して許可を受ける必要があります。

## 許可申請の必要な行為

- (1) 建築物その他の工作物の新築、増築、改築、移転、又は除却
- (2) 建築物その他の工作物の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立て

## 例えば



住宅の新築・改築



住宅の解体



庭木の伐採



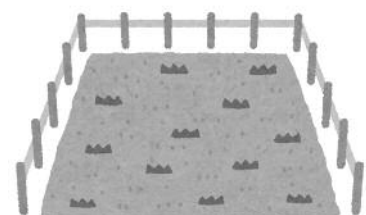
日常の剪定は許可不要です。



カーポートの設置

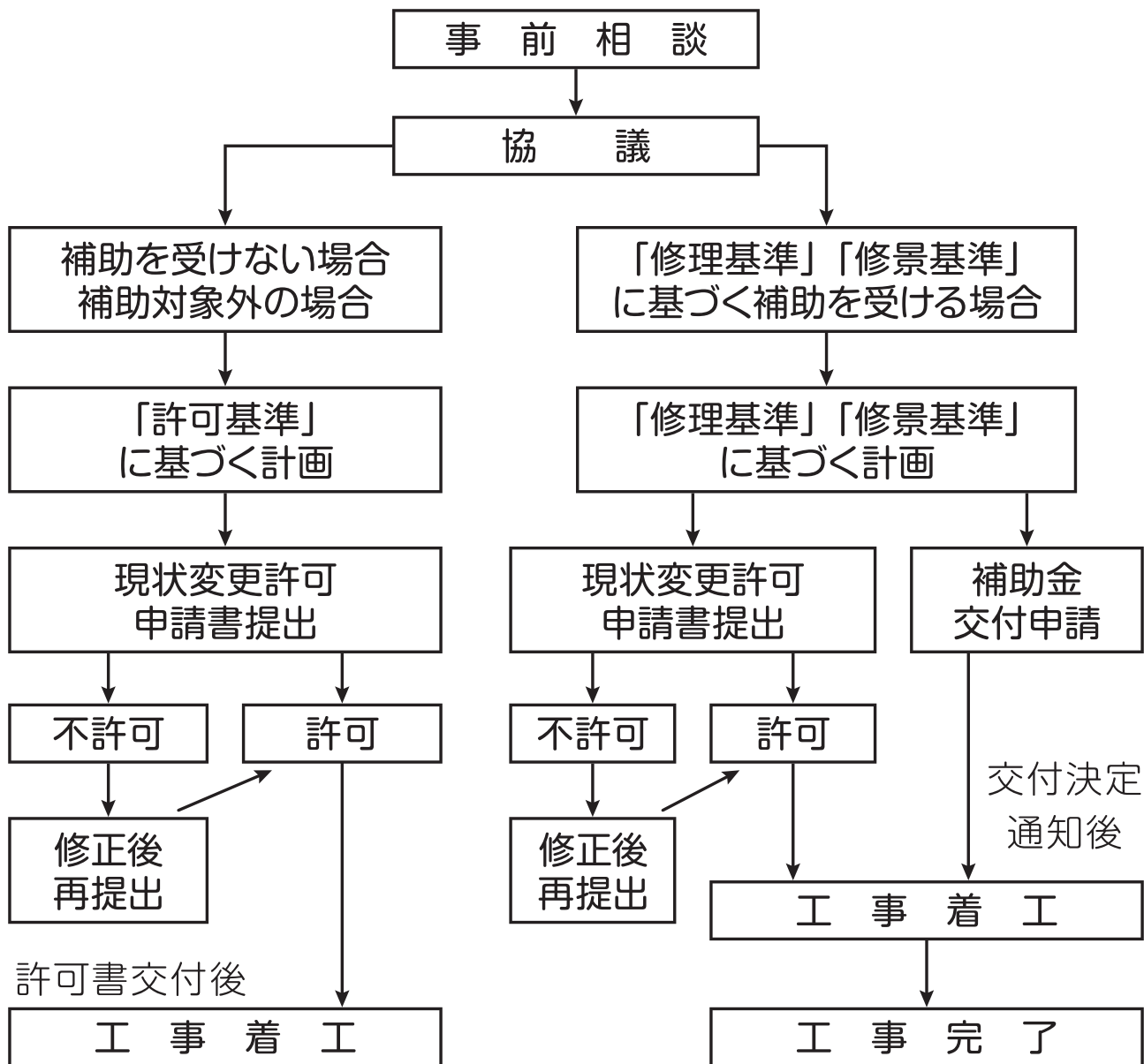


ソーラーパネルの設置  
※屋根への設置は認められません



宅地の造成

# 伝建制度による建築行為等の諸手続き



※現状変更許可申請書の様式は萩市HPに掲載されています。

## 補助金交付対象

### (1) 伝統的建造物の保存修理及び環境物件の復旧

伝建地区内において、所有者の同意に基づいて特定された伝統的建造物（土塀や石垣、町屋、門など）や環境物件（大きな樹木や昔からある生垣など）について、これらを末永く保存し、外観を当初の姿に復元するための工事等について、補助金が支出されます。

### (2) 伝統的建造物以外の建造物の新築等や環境物件以外の生垣設置などの修景

伝建地区内において、伝統的建造物以外の建物の新築や門、塀、生垣等の設置について、保存計画に定める「修景基準（補助基準）」に合致した工事等について、補助金が支出されます。

くわしい内容については文化財保護課にご確認ください。

# 堀内地区 伝統的建造物群保存地区 (武家町)

## 地区の概要

所在地／萩市大字堀内字堀内  
及び字堀内村の一部

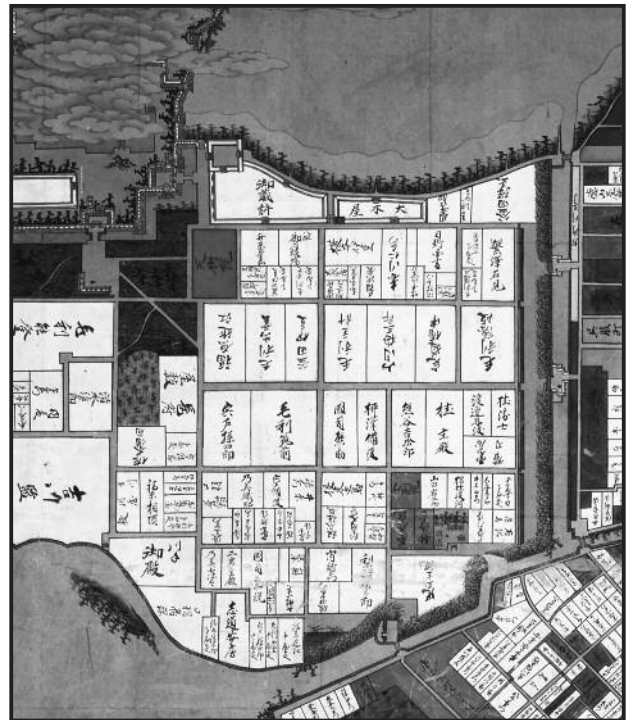
面積／約55.0ヘクタール

選定年月日／昭和51年9月4日  
(拡大 昭和53年5月31日)

選定基準／(2) 伝統的建造物群及び地割が  
よく旧態を保持しているもの

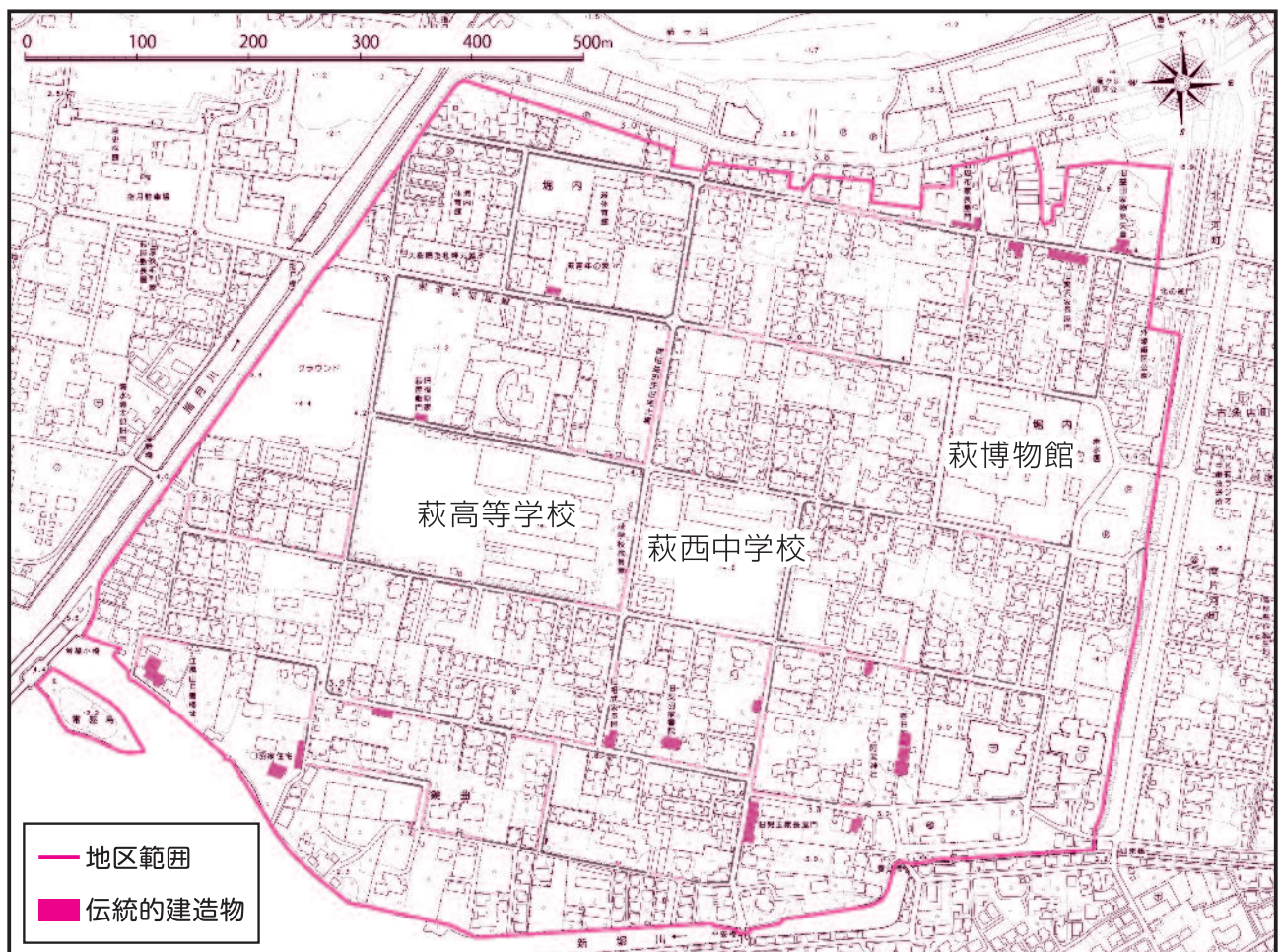
## 地区内の伝建物等

伝統的建造物／(建造物) 45件  
(工作物) 267件  
環境物件／140件  
※平成30年12月1日現在



萩城下町絵図

## 地区範囲



# 平安古地区 伝統的建造物群保存地区 (武家町)

## 地区の概要

所在地／萩市大字平安古町字平安古、  
大字河添字河添の一部

面積／約4.0ヘクタール

選定年月日／昭和51年9月4日(拡大 平成5年12月8日)

選定基準／(2) 伝統的建造物群及び地割がよく  
旧態を保持しているもの

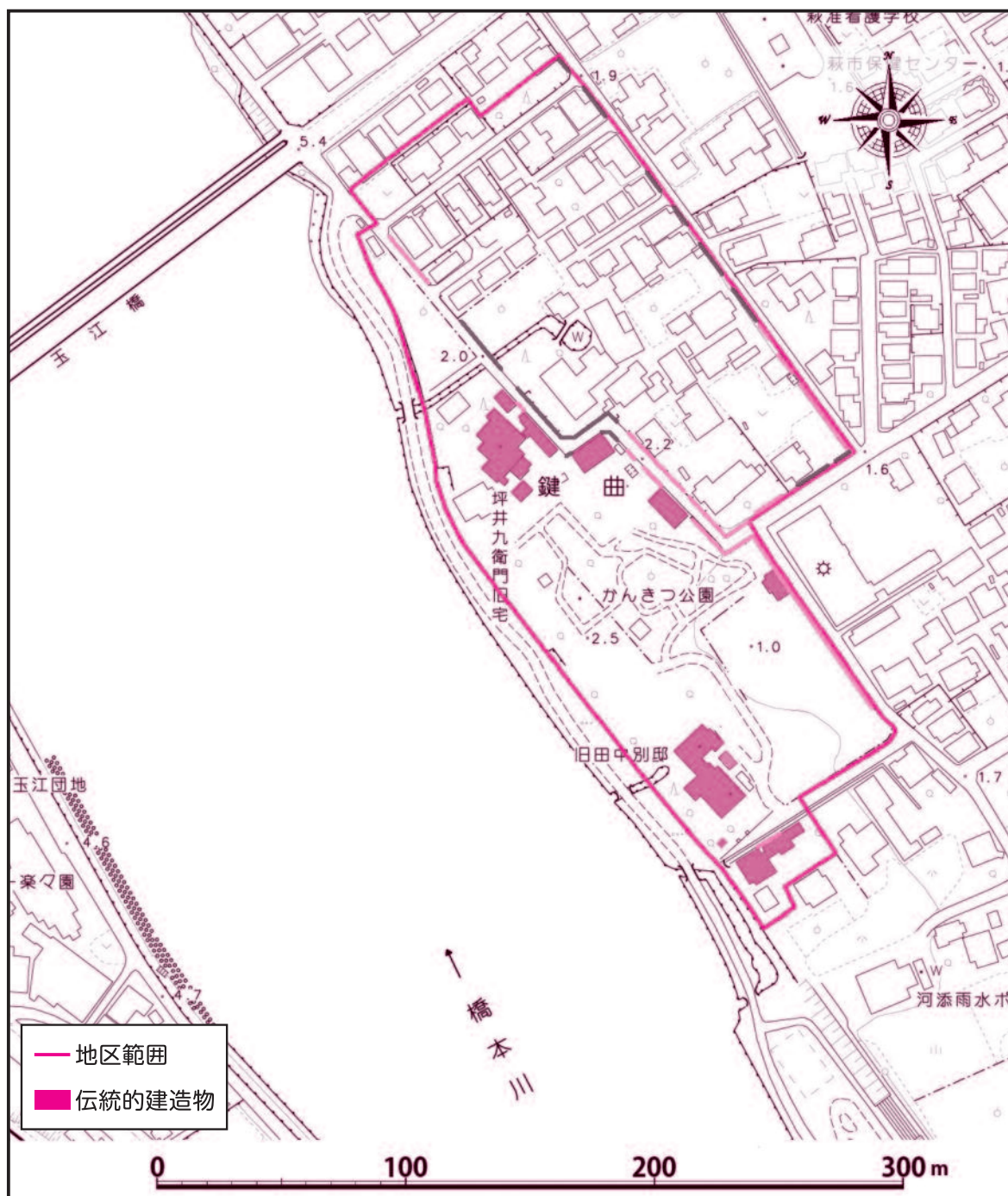
## 地区内の伝建物等

伝統的建造物／(建造物) 11件  
(工作物) 40件

環境物件／16件

※平成30年12月1日現在

## 地区範囲



# 堀内・平安古伝建地区において現状変更を行う場合の許可の基準

■許可基準：堀内・平安古固有の歴史的風致と調和するための建築物等の基本となる形式を定めた基準（現状変更を許可す

項 目		基 準		
		公道（旧道）との境界から10メー		
建築物	建物配置	・原則、敷地の履歴を考慮した建物配置とする	・主屋一階の壁面は道路境界線よ（公道（旧道）に南面する場合は	
	構造	・歴史的風致と調和したものとする	・原則、伝統工法又は在来工法に	
	規模	・原則、町並み誘導線*を越えない範囲（道路基準面より1.5メートル上がった点から（敷地の構成等によりやむを得ず町並み誘導線を越えて建てる場合は、町並み許容面より1.5メートル上がった点から約27度の角度の範囲内）とする） （二階建てとする場合は、原則として、公道側を含む二方向以上に梁間半間（約1		
	色彩	・歴史的風致と調和したものとする		
	屋根	形式	・原則、主屋根は、寄棟造又は入母屋造**（降棟は設けない）とする ・原則、大棟は公道（旧道）と平行とする ・棟瓦は熨斗積みとし、棟隅に鯨、鴟尾、鳥衾等を用いない	
		主屋根勾配	・4.5寸～5.5寸とし、地区内の伝統的建造物と揃える	
		下屋屋根勾配	・主屋根より1寸又は1.5寸緩く葺く	
		材料	・原則、銀黒色の粘土瓦棧瓦葺とする（下屋屋根については、金属葺とすることもで	
		軒	・原則、地区内の伝統的建造物と調和したものとする	
		樋	・歴史的風致と調和したものとする	
	開口部（玄関・窓）	・歴史的風致と調和したものとする		
	外壁	・歴史的風致と調和したものとする	・原則、（1）真壁造漆喰塗仕上げ	
	基礎	・歴史的風致と調和したものとする		
	建築設備・バルコニー	・原則、公道から望見できない位置に設置する		
工作物	門	・歴史的風致と調和したものとする		
	塀・垣	・歴史的風致と調和したものとする	・敷地の履歴を考慮した上で、然	
	その他工作物	・歴史的風致と調和したものとする		
	屋外広告物等***	・歴史的風致と調和し、自然材料又は伝統材料等を用いたものとする ・自家用広告物だけの掲出とし、屋根上に設置しないものとする		
	車庫・駐車場	・歴史的風致と調和したものとする	・公道（旧道）から望見できる場 自然材料を用いたものとする	
環境要素	樹木・庭園	・歴史的風致と調和したものとする		
土地の形質	空地	・空地が生じた場合は、歴史的風致と調和するよう管理運用を図る		
	地盤高	・原則、敷地の履歴を考慮した地盤高とする		
	出入口	・原則、敷地の履歴を考慮した位置とする		
	土地の造成	敷地構成	・歴史的風致と調和したものとする	・原則、敷地の履歴を考慮した敷
進入口又は進入路		・原則、敷地の履歴を考慮した配置とする ・公道（旧道）と接続する場合は、1造成地に1箇所とする（造成地に近接して、今後（原則、既に進入路又は進入口が、隣接して存在する場合は、これを利用することと		
木竹の伐採、植栽		・歴史的風致を形成する木竹の保全につとめる ・空地や法面などは、歴史的風致と調和するよう緑化につとめる		
土石類の採取		・採取後の状態が、歴史的風致と調和したものとする		

\* 町並み誘導線及び町並み許容線とは、公道（旧道）との境界より敷地と反対側に30.55（27°）を乗じて得た数値（この数値が、それぞれ6メートル、10メートル越え  
\*\* 妻面の下端を一間（約2メートル）程度とする。 \*\*\*屋外広告物等とは、萩市



る基準)

トル以内の敷地において現状を変更する場合の基準

公道(旧道)との境界に沿って現状を変更する場合の基準

り一間(約2m)以上離す  
二間(約4m)以上離す

・原則、敷地の履歴を考慮した配置とする

よる軸組木造とする

約17度の角度の範囲内)とする  
線\*を越えない範囲(道路基準

・敷地奥行き2間までは平屋建て形式とする  
(奥行き2間を超える範囲については左記の基準に従う)

m)以上の下屋を設ける)

・伝統様式基準に従う

・主屋根は、寄棟造、入母屋造\*\* (降棟は設けない) 又は切妻造とする

・伝統様式基準に従う

・伝統様式基準に従う

きる)

・伝統様式基準に従う

・伝統様式基準に従う

・伝統様式基準に従う

・伝統様式基準に従う

又は中塗り仕上げ+縦板張り腰壁同等、(2)大壁造り縦板張り同等とする

・伝統様式基準に従う

・敷地の履歴を考慮した上で、伝統様式基準に従った石柱門又は腕木門とする

るべき板塀・生垣等とする

・敷地の履歴を考慮した上で、伝統様式基準に従った土塀・石垣・生垣等とする

合は、歴史的風致と調和し、

・原則、公道(旧道)から望見できない位置に設置する  
(敷地の構成上、設置せざるを得ない場合は、歴史的風致と調和し、自然材料を用いたものとする)

地構成とし、公道境界線からの奥行きを16メートル以上とする(一区画の面積は80坪を目安とする)

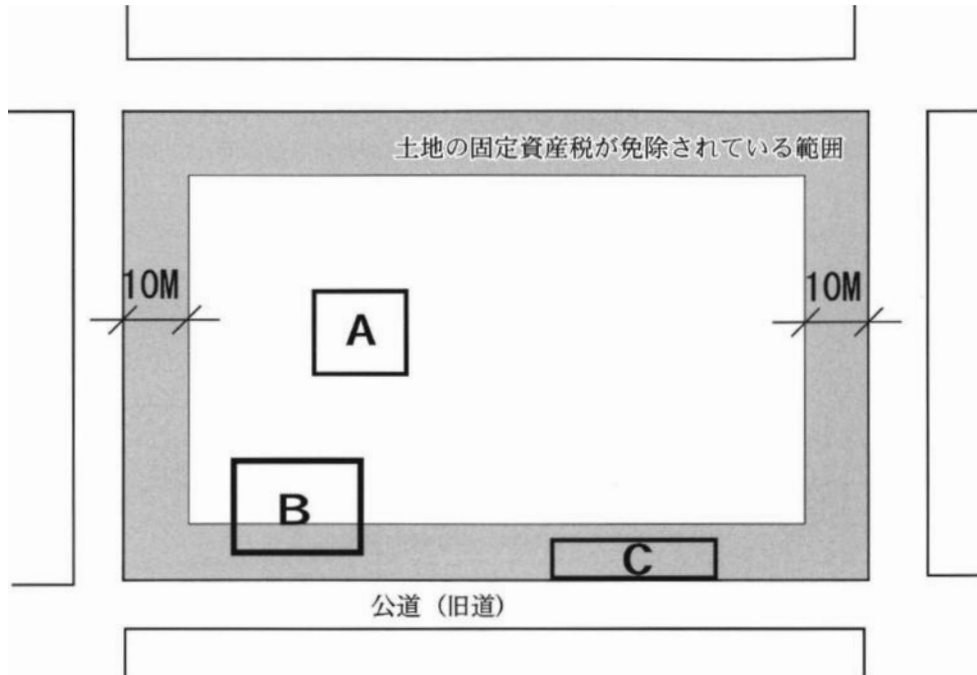
造成が見込まれる土地がある場合は、設置する進入路はその土地に接するように整備する)  
し、新たな進入路又は進入口は設置しない)

メートル後退した位置において、道路の基準面より高さ1.5メートル上がった点からの水平距離において、それぞれ0.3(17°)、  
ないこと)がなす線をいう。

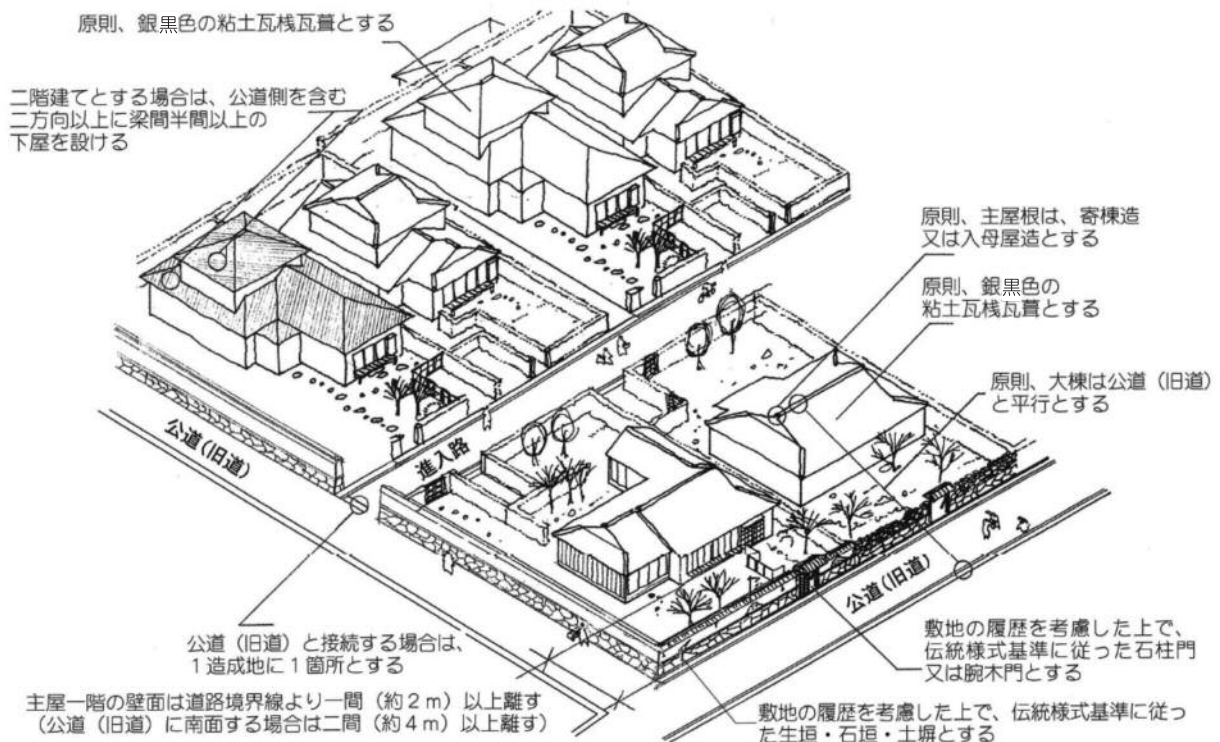
屋外広告物等に関する条例に規定する屋外広告物、特定屋内広告物、掲出物件をいう。

# 堀内・平安古伝建地区において、現状変更を行う場合の許可の基準の適用範囲

- A. 公道（旧道）との境界から10m以上奥の敷地において現状を変更する場合の基準
- B. 公道（旧道）との境界から10m以内の敷地において現状を変更する場合の基準
- C. 公道（旧道）との境界に沿って現状を変更する場合の基準



## 許可の基準のイメージ（全体）

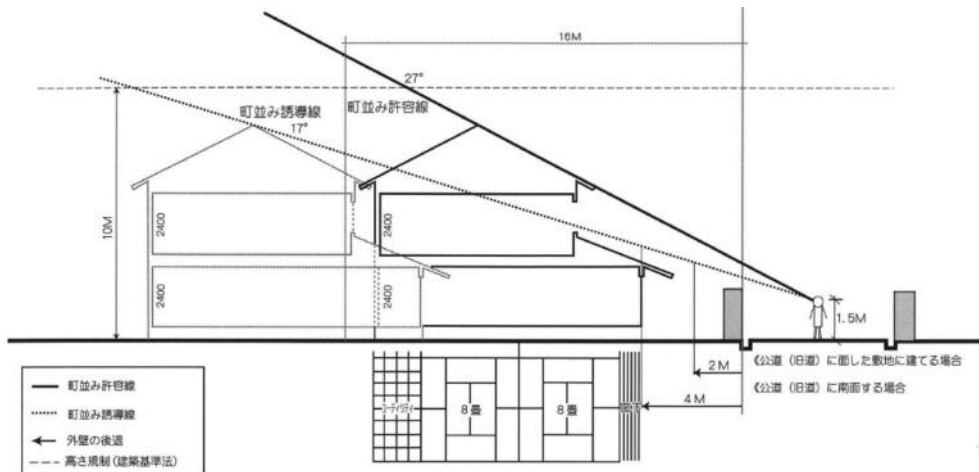


# 許可の基準のイメージ (部分解説)

## 建築物の規模について

・原則、町並み誘導線を越えない範囲 (道路基準面より1.5m上がった点から約17度の角度の範囲内) とする。

※二階建てとし、町並み誘導線を越えて建てる場合は、町並み許容線を越えない範囲 (道路基準面より1.5m上がった点から約27度の角度の範囲内) とする。



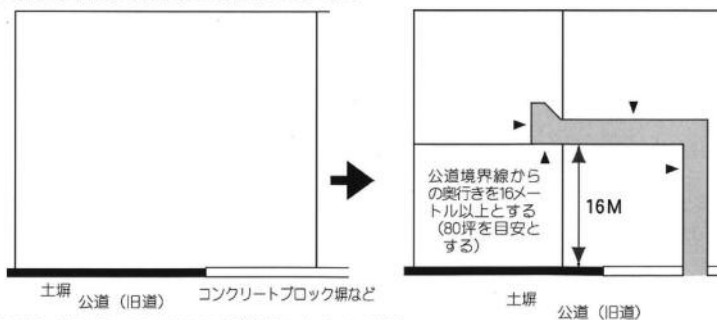
## 土地の形質・造成・進入口又は進入路について

・敷地が公道 (旧道) と面する場合は、1 造成地に 1 箇所とする。

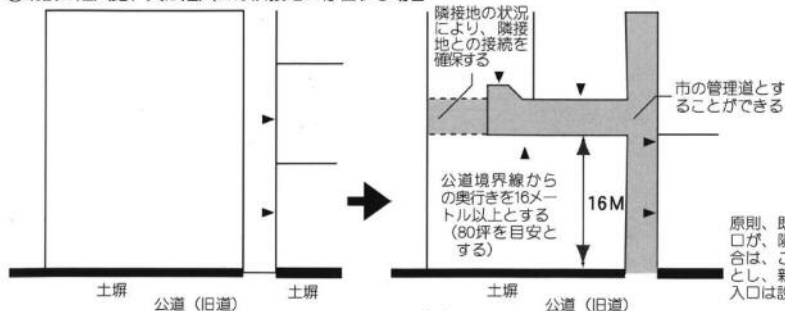
※造成地に近接して今後造成が見込まれる土地がある場合は、設置する進入口はその土地に接するように整備する。

※原則、既に進入口又は進入口が、隣接して存在する場合は、これを利用することとし、新たな進入口又は進入口は設置しない。

①既設の進入口、又は進入口が存在しない場合



②既設の進入口、又は進入口が隣接地に存在する場合



# 堀内・平安古伝建地区の現状変更に関するよくある質問

## 【既存の建物・工作物に関すること】

- Q** 自宅の白壁（土塀）・門が傷んできたので修理を考えているのですが。
- A** 現状変更の基準がありますので、まずは文化財保護課にご相談ください。（補助制度が利用できる場合があります。）
- Q** 古い建物があって危険なので解体したいのですが。
- A** 建物の解体は可能です。現状変更の手続きが必要ですので、文化財保護課へご相談ください。
- Q** 庭の木や生垣の剪定をしたいのですが、現状変更申請が必要ですか。
- A** 通常の維持管理の範囲（枝打ち等）であれば必要ありません。
- Q** 白壁（土壁・石垣）や生垣を撤去したいのですが。
- A** 伝建地区の文化財として特定されている場合がありますので、文化財保護課へご相談ください。
- Q** 自宅の内装をリフォーム（改築）したいのですが。
- A** 現状変更の申請は必要ありません。
- Q** ソーラーパネルを屋根の上に設置したいのですが。
- A** 伝建地区内の景観を守るため、設置は認められません。（ただし、地上への設置は認められることがありますので文化財保護課へご相談ください。）

## 【建物・工作物の新築（設置）に関すること】

- Q** 住宅の新築は可能ですか。
- A** 許可の基準を満たせば可能です。（P 7～10 を参照ください。）
- Q** 基準表の見方を教えてください。
- A** 全域に適用される内容、公道（旧道）から10m以内に適用される内容、公道（旧道）に沿っている土地に適用される内容の3段階があります。
- Q** 「樋」の歴史的風致と調和したものについて具体的に教えてください。
- A** 黒やブラウンの色彩のものになります。

**Q** 「開口部（窓）」の歴史的風致と調和したものについて具体的に教えてください。アルミサッシの利用は可能ですか。

**A** 以下の形式となります。アルミサッシの利用も可能です。  
[標準形式] 木製建具  
[許容形式] アルミサッシ（黒やブラウンの色彩）

**Q** 「開口部（玄関）」の歴史的風致と調和したものについて具体的に教えてください。

**A** 以下の形式となります。（P7～9参照）

(1) 公道から10m以内の場合

[標準形式] 木製舞良戸、障子戸、ガラス戸の引きこみ戸、引き違い戸  
[許容形式] スチール又はアルミ枠（黒やブラウンの色彩）に木格子  
もしくは板張り

(2) 公道から10mより奥の場合

[標準形式] 木製舞良戸、障子戸、ガラス戸の引きこみ戸、引き違い戸  
[許容形式] スチール又はアルミ枠（黒やブラウンの色彩）  
※開き戸も利用可能

**Q** 「外壁」の歴史的風致と調和したものについて具体的に教えてください。

**A** 以下の形式となります。（P7～9参照）

(1) 公道から10m以内の場合

[許容形式]  
①真壁造漆喰塗仕上げ又は中塗り仕上げ＋豎板張り腰壁同等  
②大壁造り豎板張り同等  
※サイディング材の下地に吹き付けで上記の仕様を満たしても可

(2) 公道から10mより奥の場合

[標準形式]  
①真壁造漆喰塗仕上げ又は中塗り仕上げ＋豎板張り腰壁同等  
②大壁造り豎板張り同等  
[許容形式] 下記の条件を満たすサイディング材  
①色彩 白（漆喰の色彩を基本）、茶色（土壁の色彩を基本）  
②表面仕上げ 光沢がないこと、極端な凹凸がないこと  
③その他 幅広の材を用いること  
目地が目立たないように処理すること

**Q** 「生垣」を設ける際の樹種はどのようなものがありますか。

**A** 「イスノキ」「イヌマキ」「マサキ」を標準形式としています。

**その他、不明な点は文化財保護課にご相談ください。**

# 浜崎 伝統的建造物群保存地区 (港町)

## 地区の概要

所在地／萩市大字浜崎町字浜崎町、大字東浜崎町字菊ヶ浜、字浜崎浦、大字浜崎新町字浜崎新町、大字熊谷町字熊谷町の各一部

面積／約10.3ヘクタール

選定年月日／平成13年11月14日

選定基準／(2) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの

## 地区内の伝建物等

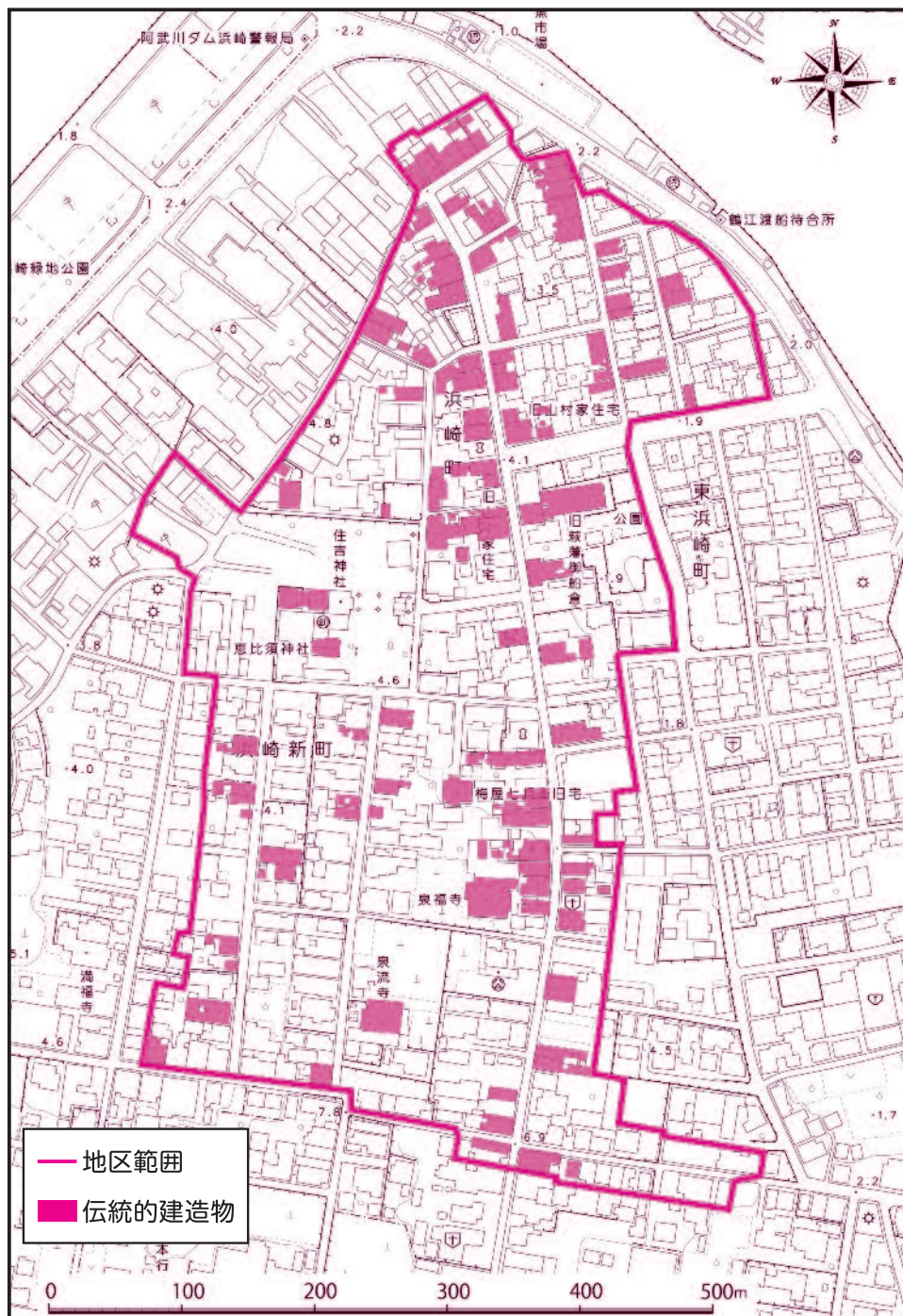
伝統的建造物／(建造物) 138件

(工作物) 59件

環境物件／16件

※平成30年12月1日現在

## 地区範囲



# 浜崎伝建地区において現状変更を行う場合の許可の基準

■許可基準：浜崎固有の伝統的景観を維持するための基準（現状変更の許可の要件となる基準）

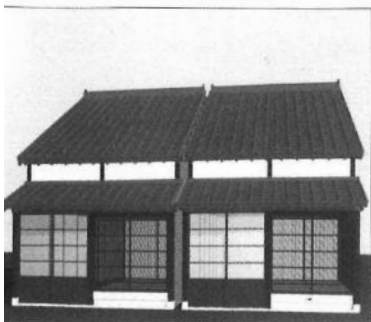
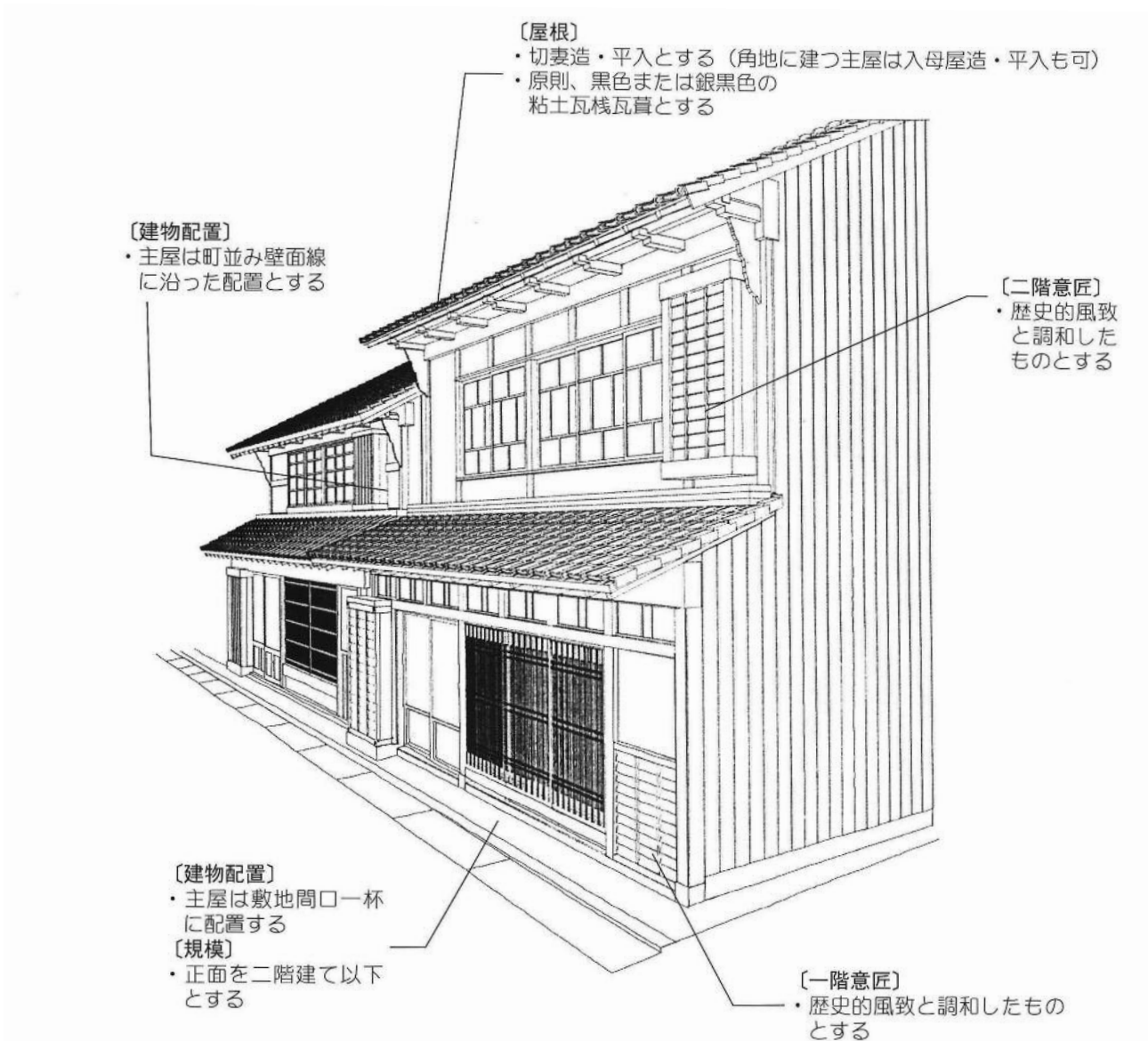
項目		許可内容		
		公道（旧道）に面した敷地に建てる場合		
建築物	建物配置	・原則、敷地の履歴を考慮した建物配置とする		
		・原則、地盤・基礎高は周囲の伝統的建造物と揃える		
		・主屋は町並み壁面線*1に沿った配置とする		
		・主屋は敷地間口一杯に配置する（敷地間口が広い場合はこの限りでない）		
			・主屋の出入口は通りに面して設ける	
			・建物が建たない道路境界には付属屋・塀・門を建てる	
	構造		・歴史的風致と調和したものとする	
			・原則、一階正面に下屋庇または付庇を間口一杯に設ける	
	規模		・原則、屋根高を周囲の伝統的建造物と調和させる	
			・正面を二階建て以下とする	
	色彩		・歴史的風致と調和したものとする	
	屋根	形式	・切妻造、入母屋造または寄棟造とする	
			・切妻造・平入とする（角地に建つ主屋は入母屋造・平入も可） （梁間2.5間を超えない付属屋は切妻造・妻入も可）	
		勾配	・4.5～5.5寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える	
		材料	・原則、黒色または銀黒色の粘土瓦棧瓦葺とする	
軒		・原則、軒の出を有し、歴史的風致と調和したものとする		
樋		・歴史的風致と調和したものとする		
庇		形式	—	・建築本体と調和したものとする
	高さ	—	・周囲の伝統的建造物と揃える	
	勾配	—	・3.5～4寸とし、周囲の伝統的建造物と揃える	
	材料	—	・原則、黒色または銀黒色の粘土瓦棧瓦葺とする	
	軒	—	・歴史的風致と調和したものとする	
	樋	—		
	一階意匠	—	・歴史的風致と調和したものとする*2	
	二階意匠	—		
	側壁	—		
	基礎	—		
	犬走り	—		
	建築設備	・原則、公道から望見できない位置に設置する		
工作物	門・塀・垣	・歴史的風致と調和したものとする		
	石垣・石段・石積			
	自動販売機			
	その他工作物			
	屋外広告物等*3	・歴史的風致と調和し、自然材料又は伝統材料等を用いたものとする ・自家用広告物だけの掲出とし、屋根上に設置しないものとする		
車庫・駐車場	・歴史的風致と調和したものとする			
	・原則、車庫は建築物の許可基準に従う ・原則、駐車場の道路境界には塀、門を設ける			
環境要素	生垣・樹木・庭園	・歴史的風致と調和したものとする		
土地の形質・空地		・変更後の状態が歴史的風致と調和したものとする ・空地が生じた場合は、歴史的風致と調和するよう管理運用を図る		
木竹の伐採、植栽		・歴史的風致を形成する木竹の保全に努める ・空地や法面などは、歴史的風致と調和するよう緑化に努める		
土石類の採取		・採取後の状態が、歴史的風致と調和したものとする		

\*1 町並み壁面線とは、周囲の伝統的建造物の主屋二階がつくりだす壁面線をいう。  
（平屋建の場合は主屋一階のがつくりだす壁面線をいう。）

\*2 建築基準法に基づく「延焼のおそれのある部分」については、板張りの屋内側に土壁等の防火被覆が設けられた構造とする必要がある。

\*3 屋外広告物等とは、萩市屋外広告物等に関する条例に規定する屋外広告物、特定屋内広告物、掲出物件をいう。

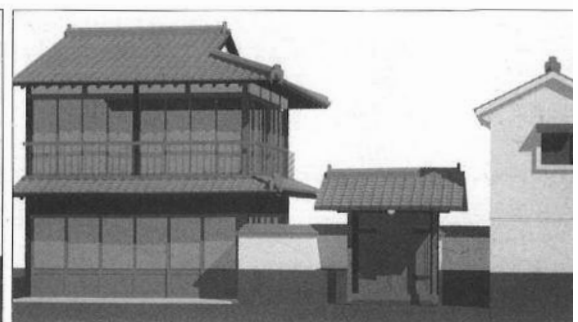
# 許可の基準のイメージ (公道に面した敷地に建てる場合)



平屋建て



本二階



本二階建主屋と門・妻入土蔵の並ぶ屋敷



# 佐々並市 伝統的建造物群保存地区 (宿場町)

## 地区の概要

所在地／萩市大字佐々並字久年市、字山田、字上市、字中市及び沖市の全域並びに字前千持、字前千持東側、字東千持、字新道ヶ塚、字新田、字犬鳴、字竹ノ下、字財徳、字大野、字中溝、字台山、字道祖ノ元、字宮ノ塚、字東坂橋の各一部

面積／約20.8ヘクタール

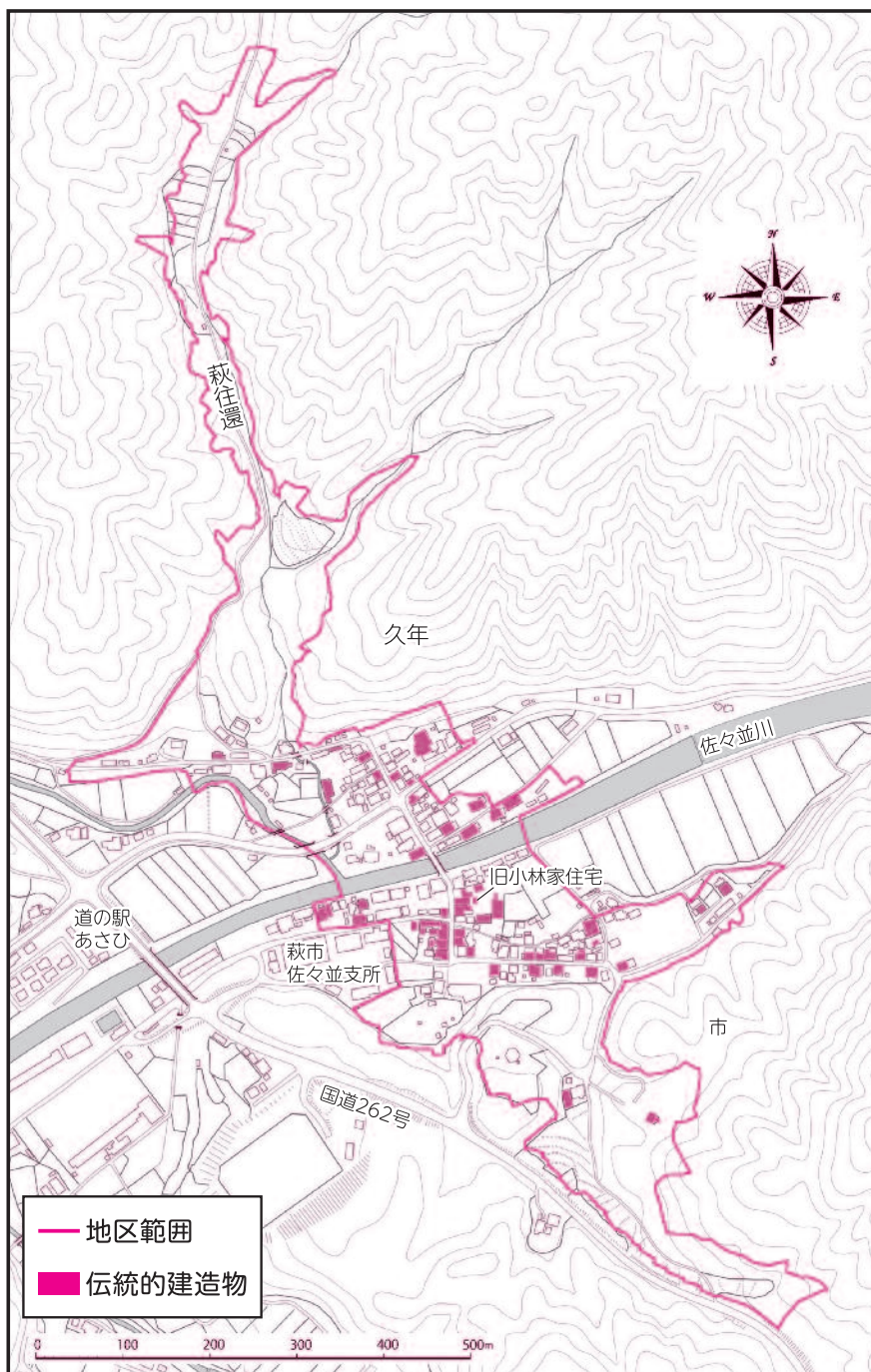
選定年月日／平成23年6月20日

選定基準／(2) 伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの

## 地区内の伝建物等

伝統的建造物／(建造物) 59件  
(工作物) 152件  
環境物件／9件  
※平成30年12月1日現在

## 地区範囲



# 佐々並市伝建地区において現状変更を行う場合の許可の基準

■許可基準：佐々並市固有の歴史的風致と調和するための建造物等の基本となる形式を定めた基準（現状変更の許可の要件となる基準）

項目		内容 下記の基準に合致しない特段の事由がある場合は、審議会の意見を踏まえ、市長及び教育委員会の付加する条件をもって下記の基準に代えることとする		
建築物	配置	・原則、町並みの特性*1に倣い、敷地の履歴を考慮した配置とする		
		萩往還沿いの敷地において主屋を建てる場合 ・原則、上ノ町、中ノ町では間口一杯に建て、久年は下手に通路を設ける ・往還に面する壁面位置については、史料*2により敷地の履歴を考慮した配置とする ・出入口は往還に面して設ける		
	構造	・歴史的風致と調和したものとする		
		・原則、伝統工法又は在来工法による軸組木造とする		
	規模	・原則、周囲の伝統的建造物に準じた規模とする		
		・正面を二階建て以下とする		
	色彩		・歴史的風致と調和したものとする	
	屋根	形式	・主屋根は、切妻造瓦葺、又は入母屋造瓦葺、寄棟造茅葺のいずれかとする ・間口幅及び奥行きを考慮して平入、又は妻入のいずれかとする	
			・切妻造瓦葺の場合は、平入のみとする	
		棟積み	・歴史的風致と調和したものとする	
		材料	・原則、瓦葺の場合は、赤色釉薬の粘土葺瓦とし、茅葺きの場合は茅を主体（金属葺で代替することも可）とする	
		庇	・原則、二階建てとする場合は、往還側を含む二方向以上に梁間半間（約1m）以上の下屋庇を設ける	
			・原則、正面間口一杯に下屋庇、又は付け庇を設ける ・平屋建ての場合は、設けないことも可とする	
		主屋根勾配	・瓦葺の場合は4.5～5.5寸程度、茅葺の場合は矩勾配（10寸）程度とする	
下屋屋根勾配		・主屋根より1寸程度緩く葺く		
軒	・周囲の伝統的建造物と調和する軒の出とする			
樋	・原則、軒裏あらわしとする			
開口部		・歴史的風致と調和したものとする		
外壁		・歴史的風致と調和し、右に準じたものとする	・歴史的風致と調和し、自然材料又は伝統材料を用いた仕上げとする	
基礎		・歴史的風致と調和したものとする		
建築設備・バルコニー		・原則、往還から望見できない位置に設置する		
工作物	門・塀・垣		・歴史的風致と調和したものとする	
	その他工作物		・原則、歴史的風致と調和したものとする ・歴史的風致と調和したものが困難なものは、周囲から望見できない位置に配置する	
	屋外広告物等*3		・歴史的風致と調和し、原則として自然材料又は伝統材料等を用いたものとする	
環境要素	樹木・庭園		・周囲の環境物件と調和したものとする	
	土地の形質	地盤高	・歴史的風致と調和したものとする	
		空地	・空地が生じた場合は、歴史的風致と調和するよう管理運用を図る	
			・往還沿いの敷地境界については、然るべき門・塀・垣で遮蔽するよう努める	
	土石類の採取	・採取後の状態が、歴史的風致と調和したものとする		
木竹の伐採、植栽		・歴史的風致を形成する木竹の保全に努める ・空地や法面などは、歴史的風致と調和するよう緑化につとめる		

\*1 上ノ町：往還に面して農家系又は商家系の主屋を建てた。往還北側の敷地においては、背後にナガヤ（納屋）やクラ（土蔵）を配する場合がある。

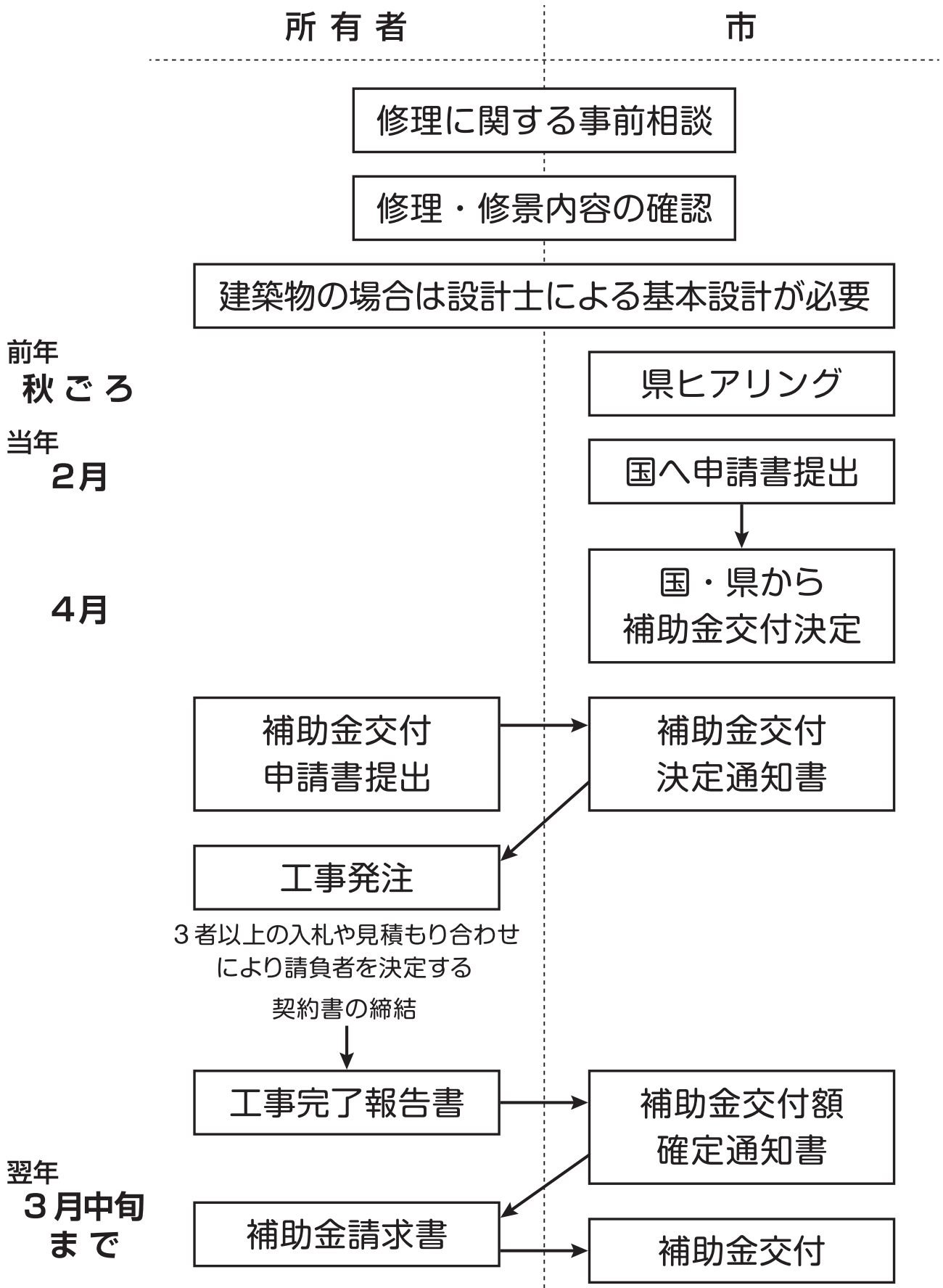
中ノ町：往還に面して商家系の主屋が建ち、背後にヘヤ（離れ）やクラ（土蔵）を配する場合がある。

久年：往還に面して北側に農家系、南側に商家系の主屋が建ち、背後にナガヤ（納屋）やクラ（土蔵）を配する場合がある。往還に面しない敷地においては、敷地周囲を塀や垣で囲って農家系の主屋を建て、周囲にナガヤ（納屋）やヘヤ（離れ）、クラ（土蔵）を配する場合がある。

\*2 『萩往還佐々並市 萩市佐々並市伝統的建造物群保存対策調査報告』に掲載される「明治拾九年 家屋届」等の史料、古写真などで当該敷地の配置が分かるもの

\*3 屋外広告物等とは、萩市屋外広告物等に関する条例に規定する屋外広告物、特定屋内広告物、掲出物件をいう。

# 国庫補助事業のスケジュール



補助事業の関する書類等は5年間保存をしてください。

# 補助対象工事の内容及び補助率、上限額

## 堀内・平安古保存地区における補助対象経費、補助率及び補助限度額等

補助金交付 対象の種別	補助対象の経費	補助内容	補助率	補助対象の分類	補助金	
					補助限度額 (万円)	最低補助額 (万円)
伝統的建造物 の修理	通常望見できる屋根、 外壁、軒及び建具等の 外観（屋根、外壁につ いては、これらと密接 な関係を有する基礎、 土台、柱、梁等の主た る構造物及び下地を 含む。）に係る経費	工事費その他市長が 特に必要と認める経費	4/5 以内	公道（旧道）に面して建つ建築 物（長屋門、長屋、矢倉等）	800	40
				公道（旧道）から後退して建つ 建築物（主屋、離屋等）	400	20
				工作物（土塀、石垣等）	なし	10
				工作物（門）	200	10
				寺社建築物及び寺社の門・塀 等工作物	800	40
		設計費及び監理費	4/5 以内	建築物のうち特に必要と認め られるもの	60	6
建築物等の修景	新築、改築、増築、移 転、外観の模様替えに おいて、原則、伝統様式 基準をすべて満たした もののうち、通常望見 できる屋根、外壁、軒及 び建具等の外観（屋 根、外壁については下 地を含む。）に係る経費	工事費その他市長が 特に必要と認める経費	3/5 以内	公道（旧道）に面して建つ建築 物（長屋門、長屋、矢倉等）	400	40
				公道（旧道）から後退して建つ 建築物（主屋、離屋等）	200	20
				工作物（土塀、石垣、門等）	100	10
				寺社建築物及び寺社の門・塀 等工作物	400	40
		設計費及び監理費	3/5 以内	建築物のうち特に必要と認め られるもの	30	6
環境物件の復旧	復旧に係る経費	工事費	4/5 以内	—	100	10
環境物件以外の 環境要素の修景	修景に係る経費	工事費	3/5 以内	—	50	5

※公道（旧道）とは、地区内の道路のうち、幕末期に存在したとみなされるものをいう。

## 浜崎保存地区における補助対象経費、補助率及び補助限度額等

補助金交付 対象の種別	補助対象の経費	補助内容	補助率	補助対象の分類	補助金	
					補助限度額 (万円)	最低補助額 (万円)
伝統的建造物 の修理	通常望見できる屋根、 外壁、軒及び建具等の 外観（屋根、外壁につ いては、これらと密接 な関係を有する基礎、 土台、柱、梁等の主た る構造物及び下地を 含む。）に係る経費	工事費その他市長が 特に必要と認める経費	4/5 以内	公道（旧道）に面して建つ建築 物（主屋、離屋、土蔵等）	800	40
				公道（旧道）から後退して建つ 建築物（主屋、離屋、土蔵等）	400	20
				工作物（門、塀等）	200	10
				寺社建築物及び寺社の門・塀 等工作物	800	40
		設計費及び監理費	4/5 以内	建築物のうち特に必要と認め られるもの	60	6
建築物等の修景	新築、改築、増築、移 転、外観の模様替えに おいて、原則、伝統様式 基準をすべて満たした もののうち、通常望見 できる屋根、外壁、軒及 び建具等の外観（屋 根、外壁については下 地を含む。）に係る経費	工事費その他市長が 特に必要と認める経費	3/5 以内	公道（旧道）に面して建つ建築 物（主屋、離屋、土蔵等）	400	40
				公道（旧道）から後退して建つ 建築物（主屋、離屋、土蔵等）	200	20
				工作物（門、塀等）	100	10
				寺社建築物及び寺社の門・塀 等工作物	400	40
		設計費及び監理費	3/5 以内	建築物のうち特に必要と認め られるもの	30	6
環境物件の復旧	復旧に係る経費	工事費	4/5 以内	—	100	10

※公道（旧道）とは、地区内の道路のうち、幕末期に存在したとみなされるものをいう。

## 佐々並市保存地区における補助対象経費、補助率及び補助限度額等

### (1) 伝統的建造物（建築物、工作物）の修理

補助対象の経費	補助内容	補助対象の分類		補助率	補助金額	
		公道、旧道から望見できる位置による分類	屋根葺き材料による分類		補助限度額(万円)	最低補助額(万円)
通常望見できる屋根、外壁、軒及び建具等の外観（屋根、外壁については、これらと密接な関係を有する基礎、土台、柱、梁等の主たる構造物及び下地を含む。）に係る経費	工事費その他市長が特に必要と認める経費	公道または旧道に接する敷地に立地し、その接する地点から望見できる建築物（主屋、離屋、土蔵等）	瓦葺き	4/5以内	800	40
			茅葺き 〔現トタン覆い〕	4/5以内	屋根以外 600	60
				9/10以内	屋根 600	
			計		1,200	
			茅葺き 〔現瓦葺を 茅葺きに戻す〕	4/5以内	屋根以外 600	60
				9/10以内	屋根 無し	
		計		屋根以外 600 屋根 無し		
		公道または旧道に接する敷地に立地し、その接する地点から見て、他の建物の背面に位置する建築物（主屋、離屋、土蔵等）	瓦葺き	4/5以内	400	20
			茅葺き	4/5以内	屋根以外 300	30
				9/10以内	屋根 300	
		計		600		
		寺社建築物	瓦葺き	4/5以内	800	40
茅葺き 〔現瓦葺を 茅葺きに戻す〕	4/5以内		屋根以外 600	60		
	9/10以内		屋根 無し			
計			屋根以外 600 屋根 無し			
工作物（石垣、石積、門、塀等）		4/5以内	200	10		
寺社の門・塀、石垣、石積等工作物		4/5以内	800	40		
設計費及び監理費	瓦葺き	4/5以内	60	6		
	茅葺き	9/10以内	90	10		

※公道とは国道、県道、市道であり、旧道とは幕末期から存在したとみなされ、人物が往来していたと見なされるものをいう。

### (2) 建築物等の修景

補助対象の経費	補助内容	補助対象の分類		補助率	補助金額	
		公道、旧道から望見できる位置による分類	屋根葺き材料による分類		補助限度額(万円)	最低補助額(万円)
新築、改築、増築、移転、外観の模様替えにおいて、原則、伝統様式基準をすべて満たしたもののうち、通常望見できる屋根、外壁、軒及び建具等の外観（屋根、外壁については、下地を含む。）に係る経費	工事費その他市長が特に必要と認める経費	公道または旧道に接する敷地に立地し、その接する地点から望見できる建築物（主屋、離屋、土蔵等）	瓦葺き	3/5以内	400	40
			茅葺き	3/5以内	屋根以外 300	60
				7/10以内	屋根 300	
			計		600	
		公道または旧道に接する敷地に立地し、その接する地点から見て、他の建物の背面に位置する建築物（主屋、離屋、土蔵等）	瓦葺き	3/5以内	200	20
			茅葺き	3/5以内	屋根以外 150	30
				7/10以内	屋根 150	
		計		300		
		寺社建築物	瓦葺き	3/5以内	全体 400	40
			茅葺き	3/5以内	屋根以外 300	60
				7/10以内	屋根 300	
		計		600		
工作物（石垣、石積、門、塀等）		3/5以内	100	10		
寺社の門・塀、石垣、石積等工作物		3/5以内	400	40		
設計費及び監理費	瓦葺き	3/5以内	30	6		
	茅葺き	7/10以内	45	10		

※公道とは国道、県道、市道であり、旧道とは幕末期から存在したとみなされ、人物が往来していたと見なされるものをいう。

## 基本設計に係る補助対象経費、補助率及び補助限度額等

項目	補助の対象となる内容	補助率	補助限度額(万円)
伝統的建造物の修理及び建築物等の修景に係る基本設計経費	建物の現状調査。仕様書、見積書、図面、写真等を添付した図書の作成。その他市長が特に必要と認める事項。	2/3以内	10

# 萩市伝統的建造物群保存地区保存条例 平成17年3月6日 条例第281号

(趣旨)

第1条 この条例は、文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第143条第1項及び第2項の規定に基づき、本市が定める伝統的建造物群保存地区について、地区の決定及び現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって本市の文化的向上に資するものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物群 法第2条第1項第6号に掲げる伝統的建造物群をいう。
- (2) 伝統的建造物群保存地区 法第142条に規定する伝統的建造物群保存地(以下「保存地区」という。)をいう。

(保存地区の決定)

第3条 市長及び教育委員会(以下「教育委員会」という。)は、本市の区域内に所在する伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、保存地区を決定することができる。

- 1 前項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。
- 2 保存地区を決定しようとする場合において必要があると認めるときは、住民等の意見を反映させるために公聴会の開催等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 保存地区を決定したときは、その名称及び区域を告示しなければならない。
- 4 保存地区の決定は、告示することによりその効力を生ずる。

(保存地区の取消し)

第4条 市長及び教育委員会は、保存地区がその価値を失った場合その他特殊の事由があるときは、当該地区の決定を取り消すことができる。

- 1 前項の場合には、前条第2項から第5項までの規定を準用する。

(保存計画)

第5条 市長及び教育委員会は、保存地区を決定したときは、審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画(以下「保存計画」という。)を定めなければならない。

- 1 前項の保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
  - (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物(以下「伝統的建造物」という。)及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項
  - (3) 伝統的建造物の保存整備計画に関する事項
  - (4) 伝統的建造物及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項
  - (5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項
- 2 市長及び教育委員会は、第1項の保存計画を定めるときは、これを告示しなければならない。

(現状変更行為の規制)

第6条 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ市長及び教育委員会の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物その他の工作物(以下「建築物等」という。)の新築、増築、改築、移転又は除却
- (2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの
- (3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更
- (4) 木竹の伐採
- (5) 土石類の採取
- (6) 水面の埋立て
- (7) 伝統的建造物であって建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第2号に規定する特殊建築物に該当するものうち、文化財的価値を有するものとして内部を公開する用途に供するもの修繕、模様替え又は色彩の変更でその内部を変更することとなるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。
  - (1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
  - (2) 次に掲げる工作物(建築物以外の工作物をいう。以下同じ。)の新築、増築、改築、移転又は除却
    - A 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転
    - B 水道管、下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるもの新築、増築、改築、移転又は除却
  - (3) 次に掲げる木竹の伐採
    - A 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
    - B 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
    - C 森林病虫害等防除のための木竹の伐採
    - D 仮植した木竹の伐採
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
    - A 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
    - B 山口県公安委員会及び道路管理者が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為
    - C 農業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。
      - (ア) 建築物等の新築、改築、増築、移転又は除却(仮設の工作物を除く。)
      - (イ) 宅地の造成又は土地の開墾
- 3 市長及び教育委員会は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のために必要な限度において条件を付することができる。

(許可の基準)

第7条 市長及び教育委員会は、前条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合しないものについては、同項の規定による許可をしてはならない。

- (1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (2) 伝統的建造物の移転(同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。)については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。
- (4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (6) 第3号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については、それらの行為後の地貌そ

他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損なうものでないこと。

(8) 前各号に定めるもののほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(国の機関等に関する特例)

第8条 国若しくは地方公共団体の機関又は法令の規定により国の行政機関若しくは地方公共団体とみなされた法人(以下「国の機関等」という。)が行う行為については、第6条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は同項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長及び教育委員会に協議しなければならない。

(適用除外)

第9条 次に掲げる行為については、第6条第1項及び前条の規定は適用しない。この場合において、第6条第1項の許可又は前条の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ市長及び教育委員会にその旨を通知しなければならない。

- (1) 都市計画法(昭和43年法律第100号)による都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 都市計画法による県若しくは市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 道路法(昭和27年法律第180号)による道路の改築(小規模の拡幅、舗装、こう配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕又は災害復旧に係る行為
- (4) 法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は法第109条第1項の規定により指定され、若しくは法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (5) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為
- (6) 西日本電信電話株式会社等が行う公衆電気通信事業の用に供する線路又は空中線及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (7) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為
- (8) 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用に供する電気工作物の設置を除く。))又は管理に係る行為
- (9) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業又は下水道法(昭和33年法律第79号)による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられるポンプ施設の設置若しくは管理に係る行為

(許可の取消し等)

第10条 市長及び教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第6条第1項の規定によってした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転、除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命じることができる。

- (1) この条例又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例若しくはこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。))又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
  - (3) 第6条第3項の規定により許可に付した条件に違反している者
  - (4) 偽りその他不正な手段により、第6条第1項の規定による許可を受けた者
- 2 市長及び教育委員会は、前項の規定により処分をし、又は必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

(損失の補償)

第11条 市長は、第6条第1項の許可を受けることができなかったことにより損失を受けた者に対しては、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(経費の補助等)

第12条 市長は、保存地区内における建築物等及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のために適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対し、その経費の一部を補助することができる。

(審議会)

第13条 教育委員会に審議会を置く。

- 1 審議会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長及び教育委員会に建議するものとする。
- 2 審議会の委員の定数は16人以内とし、学識経験者、関係行政機関の職員、関係地域を代表する者等のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 審議会に必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 5 審議会に必要なときは、専門部会を置くことができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市規則及び教育委員会規則で定める。

(罰則)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第1項の規定に違反した者
- (2) 第10条第1項の規定に基づく命令に違反した者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年3月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、合併前の萩市伝統的建造物群保存地区保存条例(昭和51年萩市条例第21号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前にした合併前の条例に違反する行為に対する罰則の適用は、合併前の条例の例による。

附 則(平成17年7月12日条例第307号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月28日条例第14号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成22年9月30日条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

# 萩市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則 平成17年3月6日 規則第211号

(趣旨)

第1条 この規則は、萩市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成17年萩市条例第281号。以下「条例」という。)の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(現状変更の許可申請)

第2条 許可申請者は、伝統的建造物群保存地区(以下「保存地区」という。)内において現状を変更しようとするときは、現状変更許可申請書(別記第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現状図(配置図、平面図、立面図等)又は現状がわかる資料
- (3) 計画(変更)図(配置図、平面図、立面図等)又は計画(変更)がわかる資料
- (4) 現状カラー写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

(許可書の交付)

第3条 市長は、前条の規定により許可をしたときは、速やかに現状変更許可書(別記第2号様式)を当該申請者に交付するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、保存地区内の伝統的建造物、伝統的建造物以外の建築物等(以下「建築物等」という。)、伝統的建造物と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件(以下「環境物件」という。)、又は環境物件以外の環境要素の所有者、管理者若しくは占有者で、修理、修景若しくは復旧(以下「修理修景等」という。)を行う者又は修理修景等を行う団体の代表者で、市長が適当と認める者とする。

(補助金額及び補助対象経費)

第5条 市長は、毎年度予算の範囲内において補助金を交付するものとし、補助金の額は当該補助の対象となる経費の10分の9以内の額とする。ただし、堀内地区保存地区及び平安古地区保存地区(以下「堀内・平安古保存地区」という。)において補助金交付の対象となる修理修景等の種類、補助対象経費等(以下「補助対象経費等」という。)及びこれに対する補助率及び補助金額(以下「補助金額等」という。)は、別表第1のとおりとし、浜崎保存地区における補助対象経費等及びこれに対する補助金額等は別表第2のとおりとし、佐々並市保存地区における補助対象経費等及びこれに対する補助金額等は、別表第3のとおりとする。

- 2 市長は、特に必要と認める場合は、前項本文に定める額又は別表第1、別表第2若しくは別表第3に定める額を超えて補助金を交付することができる。

(事前協議)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、原則として当該修理修景等を行おうとする年度の前年の10月31日までに、事前協議書(別記第3号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、協議しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現状図(配置図、平面図、立面図等)
- (3) 計画(変更)図(配置図、平面図、立面図等)
- (4) 仕様書
- (5) 見積書
- (6) 現状カラー写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、修理修景等を実施する1月前までに、補助金交付申請書(別記第4号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長が特に認めたものについては、この限りでない。

- (1) 位置図
- (2) 現状図(配置図、平面図、立面図等)
- (3) 計画(変更)図(配置図、平面図、立面図等)
- (4) 仕様書
- (5) 見積書
- (6) 現状カラー写真
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査のうえ、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金交付を決定し、その旨を当該申請者に補助金交付決定通知書(別記第5号様式)により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金交付の決定をする場合において、当該補助金の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(修理修景等の実施)

第9条 修理修景等は、前条第1項の通知を受けた後に着手するものとし、前条の規定による補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助対象者」という。)は、同条第2項の条件が付されたときは、これを遵守しなければならない。

(修理修景等の変更及び中止)

第10条 補助対象者は、申請内容を変更し、又は中止しようとするときは、変更の場合にあっては補助金交付変更申請書(別記第6号様式)に第7条各号に掲げる書類を添えて、中止の場合にあっては補助事業中止申請書(別記第7号様式)を直ちに市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(完了報告)

第11条 補助対象者は、修理修景等の完了後1月以内、又は当該年度の3月20日のいずれか早い期日までに、完了報告書(別記第8号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 実施図(配置図、平面図、立面図等)
- (2) 実施仕様書
- (3) 完成カラー写真
- (4) 支払額の確認ができる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確認)

第12条 市長は、前条の完了報告書の提出があったときは、当該完了報告書を審査し、必要に応じて現地調査のうえ、交付すべき補助金の額を確認し、その旨を補助対象者に補助金交付確定通知書(別記第9号様式)により通知するものとする。

(更正のための措置)

第13条 市長は、第11条の完了報告書の提出があった場合において、当該報告に係る修

理修景等の成果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該修理修景等について、これに適合させるための更正措置をとることを補助対象者に指示することができる。

- 2 補助対象者は、前項の指示があった場合は、速やかに当該更正措置を実施しなければならない。

- 3 第11条の規定は、前項の指示に従って行う更正措置について準用する。

(補助金の請求及び交付)

第14条 補助対象者は、第12条の補助金交付確定通知書を受領したときは、補助金請求書(別記第10号様式)を市長に提出し、補助金を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により適法な補助金請求書を受領したときは、その日から起算して40日以内に補助金を交付しなければならない。

(補助金の概算払)

第15条 市長は、特に必要があると認めるときは、第8条の交付決定の額の範囲内において概算払により補助金を交付することができる。

- 2 補助対象者は、前項の概算払の請求をしようとするときは、補助金概算払請求書(別記第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(概算払の精算)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の概算払をした場合において、第12条の規定により補助金額を確定したときは、補助対象者に概算払精算内訳書(別記第12号様式)を提出させ、萩市会計規則(平成17年萩市規則第43号)に定めるところにより、精算の手続をするものとする。この場合において、精算残額があるときは、補助対象者に対し返納の手続をさせるものとする。なお、概算払した金額が当該確定金額に満たないときは、その差額を追加払するものとする。

(交付の取消)

第17条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消し、若しくは交付決定額を変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付について付した条件に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正な行為により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。
- (4) 当該目的達成に必要な指示に従わなかったとき。
- (5) 市税に滞納があるとき。

(補助対象物件の適正管理)

第18条 補助の対象となった伝統的建造物、それ以外の建築物等又は環境物件等(以下「対象物件」という。)について権利を有する者は、当該対象物件の適正な管理に努めなければならない。

(書類等の整備)

第19条 補助対象者は、補助の対象となった修理修景等の状況、経費の収支その他関連する事項を明らかにする書類等を整備し、修理修景等が完了した日の属する年度の終了後、別表第4に定める期間、保存しておかななければならない。

(審議会の会長及び副会長)

第20条 条例第13条第1項の規定により、萩市伝統的建造物群保存地区保存審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第21条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第22条 条例第13条第6項の規定により、審議会に堀内・平安古専門部会、浜崎専門部会及び佐々並市専門部会(以下「専門部会」という。)を置く。

- 2 堀内・平安古専門部会は堀内保存地区及び平安古保存地区における案件について、浜崎専門部会は浜崎保存地区における案件について、佐々並市専門部会は佐々並市保存地区における案件について審議する。

(庶務)

第23条 審議会及び専門部会の庶務は、歴史まちづくり部文化財保護課において処理する。

(その他)

第24条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年3月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、合併前の萩市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則(昭和51年萩市規則第18号。以下「合併前の規則」という。)の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日前に、合併前の規則の規定により交付した、又は交付すべきであった補助金の取扱いについては、合併前の規則の例による。

附 則(平成20年4月1日規則第25号抄)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年2月3日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年4月1日規則第16号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

# 萩市の歴史まちづくりのあゆみ

萩市は昭和初期より城下町のたたずまいや明治維新の歴史的資産を資源とした観光都市としての発展を目指してきました。しかし、昭和30年代後半の高度経済成長期になると、観光施設や住宅を建てるために堀内や平安古の土塀や武家屋敷が取り壊され、歴史的環境は徐々に崩れていきました。萩市はこうした状況に対して危機感を持ち、先達から受け継いだ歴史的まちなみを市民とともに保存し後世に引き継ぐために、下記のような取り組みを進めてきました。

- 昭和47年 萩市歴史的景観保存条例を制定  
市内7地区を歴史的景観保存地区に指定
- 昭和51年 萩市伝統的建造物群保存地区保存条例を制定  
堀内・平安古地区(武家地)が国の重伝建地区に選定
- 平成2年 萩市歴史的景観保存条例を発展させ、萩市都市景観条例を制定
- 平成13年 浜崎地区(港町)が国の重伝建地区に選定
- 平成16年 萩まちじゅう博物館条例を制定
- 平成17年 景観行政団体へ移行、景観法施行
- 平成19年 萩市景観条例を制定、萩市景観計画策定
- 平成20年 屋外広告物に関する条例制定、歴史まちづくり法施行
- 平成21年 萩市歴史風致維持向上計画を国が認定
- 平成23年 佐々並市地区(宿場町)が国の重伝建地区に選定
- 平成24年 萩市花と緑のまちづくり条例施行
- 平成27年 「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」  
世界文化遺産登録決定

## 萩市伝統的建造物群保存地区のあらまし

平成31年(2019年)発行

発行 萩市文化財保護課

山口県萩市大字江向510番地

TEL 0838-25-3238 FAX 0838-26-0716